

遠方の産科医療機関等を受診する妊産婦さんへ 妊産婦に対する交通費等の 助成について

弘前市では、下記の方を対象に交通費や宿泊費を助成しています。

①

妊婦健診や出産のために、自宅または里帰り先の居住地から「最寄りの産科医療機関等」まで、おおむね60分以上の移動時間を要する妊婦(※1)。



②

医学上の理由等により、妊婦健診や出産のために周産期母子医療センターに通院する必要がある妊婦で、自宅または里帰り先の居住地からおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦(※1)。



③

青森県立中央病院のNICUまたはGCUに入院している赤ちゃんに面会をするために通院する産婦。

(※1) 自己都合等により、遠方の医療機関等を受診した場合は該当しません。

上記①～③に該当する方は、まずはお電話にてご相談ください。

☎ 0172-37-1323

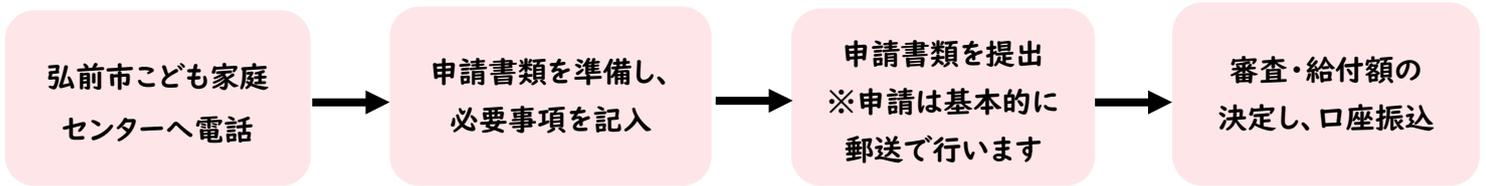
弘前市こども家庭センター 子育て包括支援係



助成内容

対象	内容	
①、②	交通費	妊婦健診や出産のためのお移動に要した交通費(市の旅費規程により算出した額を上限とする)の約8割を助成します。 ※有料道路使用料、駐車場利用料は対象外です。 ※妊婦健診のための移動の場合、タクシーの利用は対象外です。
	宿泊費	出産までの待機等のため、近隣の宿泊施設の利用に要した費用(市の旅費規程に準じて算出した額を上限とする)から1泊につき2,000円を控除した額を助成します。
③	交通費 ・ 宿泊費	赤ちゃんとの面会のための移動に要した交通費(有料道路利用料、駐車場利用料を含む)及び宿泊費に対して、1人の産婦につき10万円を上限に助成します。 ※産婦が面会せず、ご家族のみが面会する場合、助成対象外となります。

申請から助成までの流れ



	申請に必要なもの
【共通】	<input type="checkbox"/> 振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> はんこ(認印)
【妊婦健診の場合】	<input type="checkbox"/> 弘前市妊婦健診アクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書(県実施要綱第2号様式) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(診療日、出産日が記載されている部分)
【分娩の場合】	<input type="checkbox"/> 弘前市妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書(県実施要綱第2号様式) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(診療日、出産日が記載されている部分) <input type="checkbox"/> 交通費に係る領収書の写し(タクシー利用時のみ) <input type="checkbox"/> 宿泊費に係る領収書の写し(宿泊施設利用時のみ)
【新生児との面会の場合】	<input type="checkbox"/> 弘前市周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 青森県周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金申請書(県実施要綱第1号様式) <input type="checkbox"/> 青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書(県実施要綱第2号様式) ※面会状況報告書は、過去にさかのぼって記載してもらうことができません。事前に書類を用意し、面会の度に医療機関で記載してもらいましょう。 <input type="checkbox"/> 交通費に係る領収書の写し(タクシー、有料道路または駐車場利用時のみ) <input type="checkbox"/> 宿泊費に係る領収書の写し(宿泊施設利用時のみ)



※その他、必要に応じて別途書類提出を求める場合がございます。



問い合わせ

詳細はこちらから

